

発議案第20号

重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月17日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	飯川英樹
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	三田登
	同	堀口明子
	同	植田進

提案理由

国に対し、重要土地等調査規制法の撤廃を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書

本年6月16日、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地等調査規制法）が成立した。

同法は、米軍基地や自衛隊駐屯地、原子力発電所等の「重要施設」と国境にある離島について、それぞれが果たしている機能が阻害される事態を防ぐのが目的とされている。内閣総理大臣は、「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境の離島を「注視区域」、これらのうち司令部を置く基地等、特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、これらの区域にある土地、建物の所有者等の情報を収集し、必要に応じ利用状況に関する報告を求めることができるとされている。

政府は、調査事項・方法に関し、氏名、住所、現地・現況調査、不動産登記簿等と説明し、「個人情報保護に十分配慮する」としているが、努力規定にすぎず、思想・信条や職歴、家族・交友関係が調べられ、憲法が保障するプライバシー権や思想・良心の自由が侵害されるおそれがあり、同規定が恣意的運用に対する歯止めにはならない。調査の実施機関は限定がなく、公安調査庁や警察、自衛隊が行うことも可能であり、基地や原子力発電所に反対する住民の監視、反対運動の抑え込みにつながる危険もある。

同法における「機能を阻害する行為」や「明らかなおそれ」がある場合は、内閣総理大臣は利用中止勧告・命令ができ、応じなければ罰金が科せられる。さらに、「特別注視区域」では、氏名、住所、国籍、利用目的等の事前の届出が義務付けられている。これは個人の財産権や経済活動に制約をもたらすものとなる。

政府は2013年度以降、2度にわたり全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を調査した結果、「現時点で、防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認されていない」（2020年2月25日、衆議院予算委員会第八分科会）と国会で答弁しており、立法事実そのものが存在していないのである。これは明白に、国民への監視を強化し、基本的人権を侵害するおそれのある法律である。

よって、本市議会は国に対し、重要土地等調査規制法の撤廃を強く求めるも

のである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様